

令和3年度補正予算(案)の概要

(令和3年12月定例会追加提出 新型コロナウイルス感染症対策関連補正分)

1 総括

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	37,140,170	624,000	37,764,170
特別会計	30,433,369	—	30,433,369
公営企業会計	12,181,080	—	12,181,080
特別会計	18,252,289	—	18,252,289
総額	67,573,539	624,000	68,197,539

2 補正予算の主な内容

(1) 一般会計(第9号)

(単位:千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
37,140,170	624,000	37,764,170

① 歳入

(単位:千円)

款名	項目	補正額	備考
国庫支出金	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	624,000	[民生費]子育て世帯等臨時特別支援事業費

② 歳出

(単位:千円)

款名	事務・事業名	補正額	備考	主な事務事業調
民生費	新規: 子育て世帯等臨時特別支援事業費	624,000	国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)に係る経費	P1

事業名	子育て世帯等臨時特別支援事業費				
費目	款	民生費	項	児童福祉費	目 児童福祉措置費
事業費	624,000 千円			予算書	11 頁
				事業区分	新規・拡大・継続

事業の目的	<p>令和3年11月19日に閣議決定された国の経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、18歳以下の児童を養育し、所得が児童手当の本則給付以下の条件を満たす者に対し、臨時特別の給付金を支給する。 ※今回は、国において決定された1人あたり10万円相当の給付のうち、先行分5万円の現金給付を行うものであり、残りの5万円は年度内に給付見込み。</p>
事業の内容	<p>1. 対象児童 親など養育者の年収が960万円以上（注）の世帯を除き、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童 （注）扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安</p> <p>2. 給付額 対象児童1人につき5万円 （舞鶴市で給付の対象となる児童見込数 約12,400人）</p> <p>3. 申請等手続き ①市が児童手当を給付している世帯：申請不要（積極支給） ②所属庁が児童手当を給付している公務員世帯：申請が必要 ③子の年齢が令和3年度に高校生にあたる年齢のみの児童で構成されている世帯：申請が必要</p> <p>4. 給付時期 申請が不要なものについては12月下旬 申請が必要なものについては手続き完了順に年度内に給付</p>

財源内訳	区分	金額(千円)	歳入名称(補助率等)	予算書
	国支出金	624,000	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(10/10)	9
	府支出金	-		
	地方債	-		
	その他	-		
一般財源		-		

担当課	子ども支援課	課長名	志賀 洋一	内線番号	2150
-----	--------	-----	-------	------	------